

議案第116号

上越市営住宅条例の一部改正について

上越市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月30日提出

上越市長 中川 幹太

上越市営住宅条例の一部を改正する条例

上越市営住宅条例（平成9年上越市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2を次のように改める。

別表第3の2（第2条、第44条の5関係）特定公共賃貸住宅その2

名称	所在地	戸数	家賃月額			建設年度	構造等
			区分				
			間取り	部屋のある階	部屋の向き		
港町 特定 公共 賃貸 住宅	港町二 丁目	2	2LDK	2階及び3階	南東	67,000円	平成 13年 鉄骨鉄 筋コン クリー ト造14 階建て 1棟35 戸建て 1棟
		4	3LDK	2階から5階まで	北東	54,000円	
		2		4階及び5階	南東	57,000円	
		7		6階から12階まで	北東	57,000円	
		7			南東	60,000円	
		1	3LDK (メゾネット)	13階及び14階	北東	67,000円	
		1	1LDK	2階	北西	55,000円	
		1		3階	南西	58,000円	
		1		4階	北西	55,000円	
		1	2LDK	5階	南西	48,000円	
		4		6階から12階まで	北西	48,000円	
		3			南西	51,000円	
		1	2LDK (メゾネット)	13階及び14階	南西	72,000円	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。